

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
独立行政法人日本学生支援機構リスク管理体制構築支援業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.3	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	本件企画競争による公募において、3者から提出された企画提案書について、企画提案審査を行った結果、最も評価の高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	11,955,816	-	0				企画競争
延滞債権回収業務(東日本大震災に係る災害救助法適用地域居住者(沿岸部))	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.11	日立キャピタル債権回収株式会社 東京都港区西新橋1-3-1	本件企画競争による公募において提出された企画提案書について、企画提案審査を行った結果、高い評価を得た企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	12,967,560	-	0				企画競争
第40回日本学生支援債券買取引受	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.26	野村証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号	本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	35,100,000	-	0				企画競争
平成27年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム～夏季事後研修(平成27年9月5日～6日)に係る研修会場の提供	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.10	新宿NSビル株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	参加者の有無を確認する公募を実施した結果、他者からの参加表明がなかったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	1,416,960	-	0				公募
平成27年度日本留学フェア(韓国、釜山)の実施に係る業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.24	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市釜山鎮区東川路116 韓信VAN O/T 814号	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	11,290,692	-	0				競争性のない随意契約
平成27年度日本留学フェア(韓国、ソウル)の実施に係る業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H27.8.24	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区江南大路381 Doosan Bearstel 701号	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	10,917,592	-	0				競争性のない随意契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。